

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発
に関する基本方針」の変更について

平成29年6月
国土交通省港湾局

基本方針とは

1) 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」（基本方針）とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

2) 基本方針の役割

- ①国の港湾行政の指針（港湾法第3条の2第1項）
- ②個別の港湾計画を定める際の指針（港湾法第3条の3第2項）
- ③特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の適合基準（港湾法第50条の6第4項）

※港湾法改正（平成29年6月9日公布）により「国際旅客船拠点形成計画の適合基準」が追加される

3) 基本方針に定める事項（港湾法第3条の2第2項）

- I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- II. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- III. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- V. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- VI. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

※港湾法改正（平成29年6月9日公布）により「官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項」が追加される

基本方針の変更経緯

昭和48年 港湾法改正 基本方針の策定等を規定
昭和49年 **基本方針告示**（Ⅰ～Ⅲ章構成） 初めての基本方針策定

⋮

平成14年 交通政策審議会答申 「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」
平成16年 **基本方針告示**（Ⅰ～Ⅴ章構成）… コンテナ貨物量等の見通しを平成22年目標から平成27年目標に修正
スーパー中枢港湾、保安対策及び静脈物流等の新規施策を追加

平成17年 交通政策審議会答申 「地震に強い港湾のあり方」、「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」、
「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」
平成20年度 交通政策審議会答申 「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」、
「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方について」
平成20年 **基本方針告示** … 基幹的広域防災拠点の整備、地球温暖化防止対策、港湾の施設の技術上の基準の性能規定化等の新規施策を追加

平成23年 港湾法改正 基本方針の規定内容に「港湾の効率的な運営」を追加
平成23年 **基本方針告示**（Ⅰ～Ⅵ章構成）… 国際戦略港湾、港湾運営会社制度、国際バルク戦略港湾、津波防災対策等の新規施策を追加

平成24年 交通政策審議会防災部会答申「港湾における地震・津波対策のあり方」
平成25年 港湾法改正
平成26年 **基本方針告示** … 開発保全航路（待避機能）、緊急確保航路、港湾施設の適切な維持管理、港湾広域防災協議会
特定貨物輸入拠点港湾、特定利用推進計画に関する記述を追加

平成26年 港湾法改正
インフラ長寿命化基本計画等 「戦略的な維持管理の推進」
基本方針告示 … 国・港湾管理者・民間の協働体制の構築（国際拠点港湾）、ロジスティクス・ハブ機能の強化
民有護岸等の大規模地震対策、港湾施設の戦略的な維持管理・更新等に関する記述を追加

基本方針の変更の内容

- 今回変更では、「港湾法の一部を改正する法律」（平成29年6月9日公布）（次頁参照）において、基本方針に反映させることとされた事項として規定された内容について変更する。

改正港湾法において 基本方針に反映させることとされた事項

基本方針で定める事項に「官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項」を追加すること

「国際旅客船拠点形成計画※は、基本方針に適合したものでなければならない」こと

※港湾管理者が作成する受入拠点の形成のための計画

基本方針を定めるに当たり「国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮」すること

基本方針の変更のイメージ

- **新たな章を追加し、国際旅客船拠点形成計画が適合すべき要件を記載する**

（基本方針の章立て）

- I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- II. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- III. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- V. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- VI. 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項**
- VII. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

- **港湾及び開発保全航路の役割として「国際観光の振興」を記載する**

港湾法の一部を改正する法律（平成29年6月9日公布）の概要

① 外航クルーズ船の受入拠点の形成の推進

・クルーズ旅客の受入環境整備に関する事項を「港湾法の基本方針」等に位置づけ

受入拠点の形成を図る港湾を国が指定

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点の形成を図る港湾を国土交通大臣が指定

港湾管理者が受入拠点の形成のための計画を作成

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点を形成するための計画を港湾管理者が作成。同計画に基づく工事の許可等の特例

港湾管理者が民間事業者と協定を締結

港湾管理者と施設所有者である民間事業者が、係留施設の優先的な使用、旅客施設の一般公衆への供用等に関する協定を締結

② 非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理

・非常災害時において、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、国が港湾利用者との調整等の管理業務を実施。

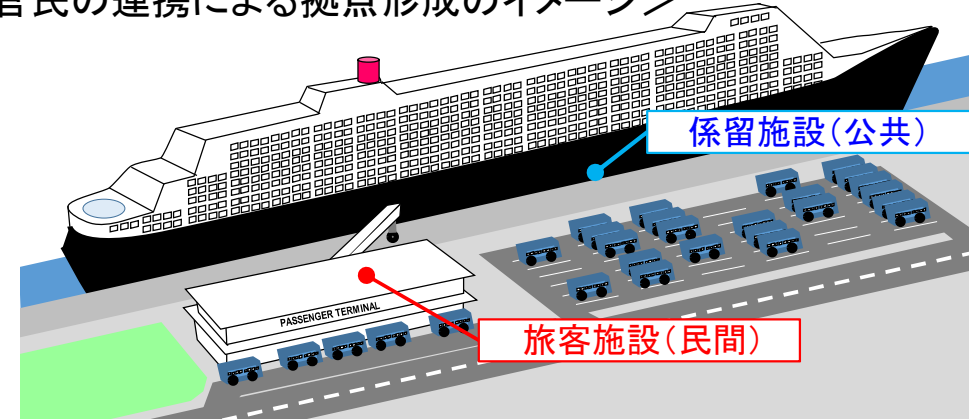
港湾管理者

①要請

国土交通大臣

②管理、③告示

＜官民の連携による拠点形成のイメージ＞



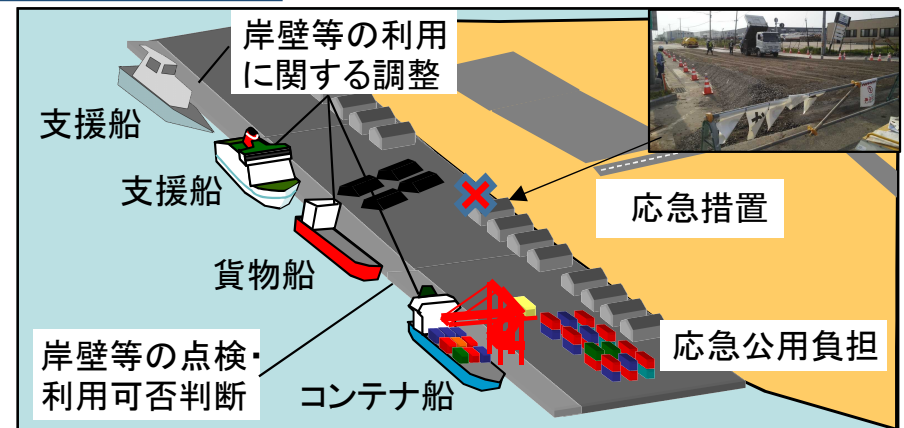
＜係留施設の優先的な使用のイメージ＞

係留施設を優先的に使用するA社による予約例

月	火	水	木	金	土	日
	A社		A社		A社	

↓ A社の予約完了後、その他の社が予約

月	火	水	木	金	土	日
B社	A社	C社	A社		A社	



基本方針の変更のスケジュール（案）

			[港湾法の規定]
平成29年	6月 2日	交通政策審議会（諮問） 港湾分科会（付託）	[第3条の2第4項]
	6月13日～	パブリックコメント	
	6月 中旬～	港湾分科会（審議）（2回程度）	
	6月下旬 ～7月上旬	交通政策審議会（答申） 関係行政機関の長への協議 港湾管理者への意見照会	[第3条の2第4項] [第3条の2第4項] [第3条の2第5項]
	7月 中旬	基本方針変更告示	[第3条の2第6項]